

○田村委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 よろしくお願いします。

二十分という短時間ですので、舛添大臣にも端的にお答えいただければと思います。

まず、きょう資料をお配りしておりますが、ここにもございますように、今、長妻議員がおっしゃったように、四十二万人の方が、記録は正されたけれども未支払いの年金が払ってもらえないということで、私たちのもとにも悲鳴と苦情が殺到しております。

例えば、具体的な話を申し上げますと、A子さんという方、七十七歳の女性であります。大手建設会社に勤められて、八年五カ月分の厚生年金が消えていた。それで、二年前からずっとその交渉をされてきた。一年前に第三者委員会に申し立てられた。そして、第三者委員会から、一年一カ月たって、やっと八月に、記録が訂正されました、あなたがおっしゃるようにと。

ところが、その後、では幾ら、今まで十七年分です、いつ払ってもらえるんですかと言ったら、わかりません、答えられません。ここに書いてありますように、五年分は一月十五日に払いますが、残り十二年分はわかりませんとしか答えられないわけです。

それで、この方も、ほかの七十七歳の方も一緒でしょうけれども、やはり御体調もすぐれない。それで、記録が訂正されるまでに、もう二年以上交渉し続けているわけです。やっと記録が訂正されたのに、いつ払ってもらえるかわからない。舛添大臣、こういうことでもいいんでしょうか。

もう一方だけ具体例を言います。

八十歳のC男さんとなっております。四十カ月分の船員保険が見つかりました。先ほどの方は数百万円、こちらの方も百万円以上の未払い年金があったわけです。平成十六年にわかって社会保険事務所に連絡したけれども、一年以上音さたもなし。仕方なしに自分で宮城県の社会保険事務所などに連絡をとって、自分で見つけた。やっと十月三十一日に記録が訂正された。一年以上かかってやっと訂正されたと思って、電話をして聞いてびっくり仰天。いつ払ってもらえますか、二年先になるかもしれません。

この方も、奥様が御病気で、そして今、御家族五人の大黒柱で、養っていられるわけです。一年以上かけて自分で捜し当てて、八十歳になってやっと記録が訂正された。それで、聞いたら、二年ぐらいかかるかもしれません。それはあんまりだと思われませんか。

資料にも入れましたが、七十九歳や八十歳の方は、この簡易生命表によると、男性は六人に一人は三年間でお亡くなりになる、そういう統計まであるわけです。生きているうちに年金というのは支払われないとだめだと思うんです。

舛添大臣、個別例から入って恐縮ですが、こういうA子さんとかC男さん、簡潔に結構です、いつ年金を払ってもらえるんですか。簡潔にお答えください。

○舛添国務大臣 五年の消滅時効が完成していない部分につきましては、来年一月にお支払いできるということが確定しております。しかし、年金時効特例法に基づく、そうでない部分の支払いについては、残念ながら今の時点ではまだ確定しておりません。

私もこういう問題に心を痛めておまして、とにかく体制の強化、迅速化、これに今全力を挙げているところでございます。

○山井委員 大臣、そうしましたら、質問通告しましたが、現状を知りたいんです。私は、お二人の方から、いつ払ってもらえるかわからない、あるいは二年かかるかもしれない、あるいは一年とか、全国から苦情が来ています。

きのう通告しましたが、東京、福岡、青森、神奈川、例えばこの四つの都道府県の場合には、何カ月あるいは何年ぐらい待ってくれというふうに言っているんですか。そして、全国平均として現状はどうなんですか。どれぐらい待ってくれと言っているんですか、大臣。

○舛添国務大臣 今、東京、神奈川、福岡、青森、この実例を申し上げますと、まず、五年の消滅時効が完成して

いないものについては、大体六カ月から長いもので一年。それから、先ほど言ったそれ以外の年金時効特例法に基づく給付については、さらにそれに加えて三カ月から六カ月。そういう答えが今のところ返ってきております。

○山井委員 いや、でも私が聞いているのと違うじゃないですか。例えば、福岡の例だったら一年後と言われた、神奈川の人は二年後かもしれないと言われた、そして神奈川のA子さんもいつ払えるかわからない、何回問い合わせてもそういう回答だと。大臣の答弁と現実が違うじゃないですか。

大臣、現状はどうなっているんですか。だから質問通告しているんでしょう。どれだけ待つように言われているわけですか、現場では。

○舛添国務大臣 大体平均でどうだということをとれと言ったから今言ったお答えをしたので、個々のケースについて、あなたはどうかというのはどうだった、その一人一人によって、全部データの再検証をしないといけませんから違います。

ただ、今、福岡や青森でどれぐらいかかるかと言ったから、時効にかからないものは六カ月から一カ年、さらにそれに加えて三カ月から六カ月それ以外はかかりますよという粗いデータを差上げたわけでありまして。

○山井委員 実際、大臣の認識していることと現場が違うから私が言っているんじゃないですか。大臣、一度これをちょっと全国で調査してください。年金というのは生きている間にもらわないとだめなんですよ。そう思われませんか。全国で一回調査してください、どれぐらいの期間がかかっているかということ。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 それはさまざまな調査をやってみたいと思います。だから、先ほどの粗い全体的な調査で、これは全国的にどういうのを、かかっているか。

それから、私のところにも、当然、毎日のようにたくさん苦情が来ております。そういうことを含めて、きちんと対応していきたいと思っております。

○山井委員 これは、もし残念ながら御本人がお亡くなりになられたらどうなるんですか。この神奈川の方も、二年も待たされたら自分は生きていられるかどうかかわからない、とにかく早く払ってほしいということをおっしゃっているんです、必死になって。万が一、最悪、御自身が亡くなられたらどういうことになるんですか。

○舛添国務大臣 それは、遺族の方が未支払いの年金をお受け取りになることになると思います。

しかし、お亡くなりになる前に何とかできないか、今全力を挙げて体制の強化に努めているところであります。

○山井委員 大臣、根本的に社会保険庁や大臣の認識は間違っていると私は思いますよ。これはもらうべき年金ですから。今の状態は、その方の年金を、今、国家が泥棒しているんですよ。本来は払っていて当たり前なんです。泥棒していたことが明らかになったわけでしょう、記録が訂正されたら。泥棒したことが明らかになって、いつ払えるかわからない、泥棒したお金を国家がいつ戻せるかわからない、そんなことってあり得ますか。

大臣、きょう、お一方からの手紙を入れましたので、ちょっと読ませていただきたいと思っております。九ページ。私は平成二十一年一月二日で七十六歳になる男性ですと。さらっと読みます。

この九ページから直筆の手紙が入っております。ことしの三月八日にねんきん特別便が来ましたと。それで、約三年が消えていたから、翌日、社会保険事務所へ行ったと。五分で訂正されたというんですね、五分で。翌日、三月九日ですよ。そうしたら、三カ月ぐらいで払いますと言われた。それで、六月初旬に行ったら、もう少し待ってください、大変混雑していますと言われたと。しょうがないかなと思って、今度は九月初旬に行った、三カ月待てと言われたから。そうしたら、九月初旬に電話したら、やはり忙しくて約束どおりできないとのことですよ。今払っているのは今年の十一月から十二月のものを精算していますということなんですよ。そして、線をかかせていただきましたが、「私も平均寿命まであと三年程です、それに慢性病をかゝえており明日の日がわかりません、せめて生きているうちに精算してほしいと思っています。」こういうことなんですよ。

大臣、生きているうちに払うというのは当たり前だと思いませんか。

○舛添国務大臣 これは、当然そういうことはやってしかるべきだと思っておりますので、例えば、社会保険庁だけではなくて、社会保険労務士の方々、市町村の方々、端末もそういうところに置く、全力を挙げて今そうできるように努力をしているところであります。

○山井委員 では、大臣、今数カ月とか一年とかおっしゃいましたが、将来的に、これはいつまでに、何カ月以内

に支払うようにするんですか。

○舛添国務大臣 それは、それを処理する能力、人の手当て、そういうことがございます。そして、一人一人のデータの確定ということもやっていかないといけない。確かに、本当にこの時間がかかっているのは何とかしないといけないと思って今やっているところでありますので、いつまでにどうということは申し上げられません。

ただ、ことしの五月からは窓口で、今の方はたしか三月なので間に合いませんでしたけれども、五月からは窓口で、仮にあなたの場合はこれだけふえますよと、ちゃんと担当した職員のサインをつけてお渡しして、そしてさらにその後のフォローをしていくという形でやっておりますので、今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○山井委員 繰り返しになりますが、国家が年金生活者の年金を泥棒しているわけですよ。そのことが明らかになったのに、例えば三カ月以内に払いますとか、それは当たり前じゃないですか。個人が個人のお金を泥棒していて、そのことを認めたら、いつごろお金を返せるかわかりませんということで、世の中成り立ちますか。

ですから、私は具体的提案をしたい。仮払い制度というものをやったらどうですか。八割でもいいですよ、七割でもいいですよ。概算ができるわけですから。繰り返しになりますが、年金というのは生きていく間にお支払いしないと意味がないわけですよ。七割、八割、概算で即、一カ月以内なりに払う。そういうことをやらない限り、待っている間に亡くなっていかれますよ。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 そういう案について、私も検討していないわけではありません。しかしながら、八掛けといっても、いろいろな計算、いろいろなケースがありますから、過払いになった場合、さらに後ほど請求するとどうするかとか、さまざまな問題があります。

まずやらないといけないことは、そこに行く前に体制の強化、これの方が先なので、今、作業委員会においてそのための手だてを鋭意検討しているところであります。

○山井委員 お年寄りの寿命は待ってこれないんですよ。ちんたらちんたら仕事しているわけじゃないですか。

例えば、この十二ページも見てください。私たち民主党の追及によって、ようやくこの三十五人、今まで無年金だった方が年金記録が戻ってきて年金がもらえるようになった。まさにこれは地獄から天国、天国から地獄へのパターンですよ。年金記録が返ったから、年金が少なかったんじゃないんです、年金が一銭ももらえなかったんです。

私たちの調査要求によって、やっと五月、六月の二カ月だけで三十五人わかりました。しかし、五月、六月にわかったのに、大臣、まだ一人も全額支払われていないんですよ。おまけに、上から二番目の九十三歳の女性の方、計算したら一千三百万円ぐらいですよ、一千三百万。一銭もまだ支払われていないんですよ。長妻議員も言ったように、謝罪にも行ってないんですよ。これが人間のすることですか。年金を消しておいて、見つかったのに、半年たっても一人も全額払っていない、謝りにも行ってない。これはおかしくないですか。

おまけに、残念ながら黒丸を三つつけさせていただきました。十一番の六十九歳の男性、十八番の八十一歳の女性、そして次のページ、二十五番の八十四歳の女性。きょう初めて質問主意書でわかりましたが、この三人はもうお亡くなりになっているじゃないですか。社会保険庁に聞いてみたら、五月、六月の時点で恐らく死亡届を出しに行かれたんでしょうと。死亡届を出したら、ああ、年金が見つかりました、申しわけありません、無年金でしたねと。年金はもらったのに。大臣、この国は、亡くならないと年金がもらえないんですか。ひど過ぎるじゃないですか。

おまけに、御遺族への未収金も全額払われていないじゃないですか。六十九歳の方は七十万円ぐらい、八十四歳の方は四百万円ぐらい。謝罪にも行ってない。舛添大臣、余りにもひど過ぎませんか。

亡くなって初めて年金受給権が発見された。大臣、こういう状況について大臣の御感想をお聞かせください。

○舛添国務大臣 まずは、正しく裁定処理をする、それに時間がかかっているということでございます。そして、先ほど来申し上げているように、そういうことに対しては迅速な体制強化ということをございます。そして、今お示しになりました表のうち、番号の四番の方、そして六から三十三までの方については全額支払うべき時期について既に申し述べております。したがって、こういうことに対して、きちんと体制を強化してやっていきたいと思っております。

○山井委員 大臣、そういうさらっとした答弁で済む問題じゃないでしょう。厚生労働省と社保庁のミスで年金を最高三十三年間ももらえなかったんですよ。この九十三歳のおばあさん、一千万円以上の、まだ一銭ももらっていない。ぜひ、これは一言でも謝罪に行くべきだと思いますか。いかがですか、大臣。謝罪する必要ないんですか。一千万円以上も、三十三年間、年金を払わなくて。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 一番必要なことは被害者の救済をする、必要なお金をはじき出して一刻も早くお届けする、それが一番大事だと思っております。過去の社会保険庁の不祥事、そのことに対しては私は厚生労働省を代表して何度も謝罪をし、そのためにも今全力を挙げてこの年金記録問題の解決を行っているところでございます。

○山井委員 その感覚がわかりません。

それで、大臣、一つお願いしたいんですが、この三十五人の方の今の状況を調べて報告してください。大臣、お願いします。

○舛添国務大臣 死亡したということについても今御報告がございました。その状況についてつまびらかに調べてみたいと思います。

○山井委員 例えば入院されている方がいるか、病気を患っておられる方がいるか。そして、例えばこの九十三歳の方、三十三年間、どういう思いで生活されてこられたのか。そういうことも含めて、三十五人分、調査してもらって報告をしてもらうということによろしいですね、大臣。

○舛添国務大臣 この三十五人だけじゃなくて、本当にたくさんの数の方がこれまでの積年の社会保険庁による積もり積もった病弊によって御迷惑がかかっている、それをおわびいたしますとともに、きちんと調査し、しかるべきところに報告をしたいと思っております。

○山井委員 これは、本当に早くお金を払うのが大事だと言いながら、五月、六月にやって、まだ一人も全額払っていないんですよ。

それで、大臣、その報告をしてもらうということですが、いつまでに報告してもらえますか。一週間後、二週間後、そんな難しい話じゃないと思いますが、御答弁、お願いします。

○舛添国務大臣 できるだけ迅速に行いたいと思います。

○山井委員 これから受給待ちの間に亡くなっていかれる方がどんどんふえてくると思うんですよ。大臣、やはりおかしいと思われませんか。何で仮払い制度をやらないんですか。さっきも言ったように、二年間待たされて、亡くなられたらどうするんですか。どんな国ですか、この国は。一年、二年、第三者委員会やあるいは捜し回ってやっと年金記録が訂正された、それからまた半年、一年、二年。おかしいと思いませんか。大臣のリーダーシップで三カ月以内に、例えば来年から必ず払うとか、そういう目標がなかったらどうするんですか。

これは大臣、一步間違うと犯罪ですよ。年金権の侵害なんですから、泥棒しているわけですよ。それを払うんじゃないで、本人に返すんですよ。泥棒していたお金を返すのがいつ返せるかわからない、そんな国家があり得ますか。大臣、決意をお願いします。

○舛添国務大臣 犯罪構成要件がある人間については刑事告発をちゃんとやるということでそっちはやっておりますとともに、今おっしゃった仮払いの提案は、山井委員のきょうの御提案を受けるまでもなく、私の作業委員会において既に検討を開始しているところでございます。

ただ、もう既に検討を開始した上で、今申し上げたような問題点もありますよ、そういうことについてきちんと検討した上でなければなりませんということでもあります。

○山井委員 もう時間が来ましたので、最後になりますが、参議院選挙の自民党のばらまいたチラシ、ホームページ、何て書いてあるか。全額支払いの与党か支払い先延ばしの野党か、政府・与党案、今後一年で全額支払いと書いてあるじゃないですか。選挙のときだけそのチラシをまいて、実際選挙が終わったら、一年たってか二年たつか、払えるかわからない、そんな失礼な話がありますか。ぜひともこのことは善処してほしいと思います。

以上で質問を終わります。